

平成24年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
報告第1号	専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	承認 （全員一致）	6月6日
報告第6号	専決処分した事件の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）	承認 （全員一致）	
議案第82号	平成24年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）	可決 （全員一致）	
議案第84号	宝塚市立養護老人ホーム福寿荘条例の全部を改正する条例の制定について	可決 （賛成多数）	6月25日
議案第85号	宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	6月6日
議案第86号	宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第87号	宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について	可決 （全員一致）	
議案第90号	工事請負契約（市立山手台小学校校舎増築（建築）工事）の締結について	可決 （全員一致）	
議案第91号	損害賠償の額の決定について	可決 （全員一致）	
議案第92号	損害賠償の額の決定について	可決 （全員一致）	
請願第11号	災害廃棄物処理についての請願	不採択 （賛成少数）	
請願第12号	豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願	採択 （全員一致）	
請願第13号	県立こども病院のポートアイランドへの移転計画の中止を求める意見書提出についての請願	趣旨採択 （全員一致）	

審査の状況（文教生活常任委員会）

① 平成24年 5月29日（議案審査）

- ・出席委員 ◎三宅 浩二 ○浅谷 亜紀 石倉 加代子 井上 きよし
北野 聡子 サトウ 基裕 となき 正勝 藤岡 和枝
村上 正明（◎は委員長、○は副委員長）

② 平成24年 6月 6日（議案審査）

- ・出席委員 ◎三宅 浩二 ○浅谷 亜紀 石倉 加代子 井上 きよし
北野 聡子 サトウ 基裕 となき 正勝 藤岡 和枝
村上 正明（◎は委員長、○は副委員長）

③ 平成24年 6月25日（議案審査、委員会報告書協議）

- ・出席委員 ◎三宅 浩二 ○浅谷 亜紀 石倉 加代子 井上 きよし
北野 聡子 サトウ 基裕 となき 正勝 藤岡 和枝
村上 正明（◎は委員長、○は副委員長）

平成24年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
報告第1号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	
議案の概要	
地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するため、平成24年3月30日に専決処分したもの。 条例改正の内容は、東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期間の延長の特例を追加するもの。	
論 点	なし
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	承認（全員一致）

平成24年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

報告第6号 専決処分した事件の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）

議案第82号 平成24年度宝塚市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第91号 損害賠償の額の決定について

議案第92号 損害賠償の額の決定について

議案の概要

（報告第6号）

市立病院における医療事故について、市職員の過失による損害賠償の額を200万円と決定し、平成24年4月2日に専決処分したもの。

（議案第82号）

平成24年度宝塚市病院事業会計予算の収益的収入及び支出のうち、病院事業収益の予定額109億249万3千円を649万7千円増額し、109億899万円に、病院事業費用の予定額110億8,512万1千円を649万7千円増額し、110億9,161万8千円にしようとするもの。

これらは、本定例市議会に提案している市立病院における医療事故の損害賠償金に充てる費用と保険会社から補てんされる同額の収益を計上するため補正するもの

（議案第91号）

市立病院における医療事故について、市職員の過失による損害賠償の額を239万2,675円と決定しようとするもの。

（議案第92号）

市立病院における医療事故について、市職員の過失による損害賠償の額を410万4,051円と決定しようとするもの。

論 点 1 損害賠償額について

<質疑の概要>

問1 損害賠償額を決めるにあたっての留意事項や考え方は。

答1 医療事故における損害賠償額の明確な算定基準は無く、交通事故における自動車損害賠償責任保険や任意保険の算定基準や、全国自治体病院協議会の加入する保険会社の認定医師の障害等級の判断等を参考に算定している。

問2 議案第91号と議案第92号の入通院慰謝料の額は、入通院期間等の違いにより異なるものか。

答2 入通院慰謝料の意味合いは、入院、通院期間を基準に算出されるが、治療期間に差があるため金額にも差が生じている。

問3 報告第6号も同等と考えてよいか。

答3 報告第6号の賠償金額については、後遺障害認定に該当しないほど回復されたため、入院慰謝料など個別の内訳による算定となっていない。示談交渉の結果、総合的な慰謝料としての金額となっている。

問4 示談成立後、障害が重くなったり後遺症が出たりした場合の保障は。

答4 基本的に、患者の症状が安定した段階で損害賠償額の交渉を進める。示談成立後に症状の悪化や後遺症が認められる場合、市立病院でも因果関係を調べるとともに保険会社でも調査をし、場合によっては第三者にも意見をいただきながら対応する。

問5 また、障害等級を算定する医師と患者かかりつけの医師との診断が食い違う場合など、患者が相談できる窓口はあるのか

答5 患者からの相談には医療安全相談室が窓口となっている。

論 点 2 インシデント・医療事故報告制度について

<質疑の概要>

問1 安全対策室の体制、人数は。

答1 平成24年3月までは診療部の中にあつたものを独立させ、病院長直下組織となった。室長（中央手術室長兼務）に麻酔科医1名、看護師長1名、係長（薬剤師）1名、事務1名の5名体制である。

問2 医療事故、インシデントの報告はどのように出されているか。患者側からか、医療従事者側からか。

答2 インシデントレポートシステムについては、院内で生じた事例を全職員が報告、安全対策室で毎週集計している。事例が発生した場合は担当医師が患者に説明しており、今回の議案については、すべて先にインシデントレポートとして院内で検討し、患者側に説明を行っている。

平成21年度までは事故ではないものは検討してこなかったが、平成22年度より、事故には至らなかったものを、事故が起こった場合を想定して検討するようになった。

問3 インシデントレポートの報告件数が19年度に多くその後減少しているが、23年度にはまた増加している。経営改善に取り組まれているが、それにより個人のやるこがふえ、件数も増えているのではないか。事故が起こる背景には、個人で改善できない部分もあり、体制的な部分の改善はどのように考えているのか。

答3 件数の増加については、むしろ報告しやすい体制が整い、透明性があがっているものと考えている。ミスの発生率と背景については医療安全検討委員会を月1回、リスクマネジメント委員会を週1回開催し検討している。人員についても医師、看護師ともに人的確保はできていると考えている。全体的にさらに分析し、インシデント、医療事故を起こさないように検討したい。

問4 インシデントレポートによる報告は徹底しており、市立病院医療安全管理指針による情報公開の部分についても評価できる。他の病院の情報を入手し、対策を講じている例があれば教えて欲しい。

答4 安全対策室で全国の病院のデータをチェックすることができる。また、新聞などで医療事故の報道があった場合は、その事例を院内に周知するとともに研修を行うなど対策を講じている。

問5 インシデントレポートについて市立病院のホームページに掲載されているが、掲載箇所がわかりにくい。市民が安心して治療を受けられるよう、市立病院としての姿勢や誠意を示すことが重要である。医療安全にかかる基本指針のページで宝塚市立病院医療安全管理指針とともに掲載するなど、公表方法に工夫を。

答5 宝塚市立病院医療安全管理指針およびインシデントレポートについては、市立病院が取り組むべき重要な内容と考えており、公表方法について至急対応する。

問6 インシデント、医療事故が生じた場合の従事者側へのフォローは。

答6 従事者がフリーで臨床心理士に相談できる場所の設置を検討しており、速やかに対応していきたい。

問7 レベル区分に入っていないその他はどんな事例か。

答7 精算の待ち時間が長いなどの医療以外の苦情や、患者からの暴力など医療に関係しない事例。

論 点 3 専決処分したことについて

<質疑の概要>

問1 議案第91号、第92号と報告第6号は3件とも損害賠償額の決定であるが、専決と議案となった違いは何か。

答1 3件とも代理人である弁護士が交渉を行っており、報告第6号については平成24年3月定例会の後交渉が成立し、成立の条件として、1ヶ月以内の支払いを望むという条件があったため専決処分とした。原則、病院では議決を要件に交渉しており、他の2件は議決後の示談成立について、相手方の了承が得られたので、議案として提案している。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	報告第 6 号 承認 (全員一致) 議案第 8 2 号 可決 (全員一致) 議案第 9 1 号 可決 (全員一致) 議案第 9 2 号 可決 (全員一致)

議案番号及び議案名

議案第84号 宝塚市立養護老人ホーム福寿荘条例の全部を改正する条例の制定について

議案の概要

養護老人ホーム福寿荘について、平成25年4月1日から指定管理者制度を導入すること。また、その指定の手續、業務の範囲、その他必要な事項を定めるため、条例の全部を改正しようとするもの。

論 点 1 指定管理者制度導入の経緯、効果、課題

<質疑の概要>

問1 以前、議会から指定管理者にしてはとの意見があったのでは。なぜ今になって指定管理者制度を導入するのか。

答1 平成17年頃に福寿荘への指定管理者制度の導入を検討したが、措置費収入だけで養護老人ホームを運営することは難しく、指定管理者を募集しても応募法人がないと考えていた。その後、全国的な要介護状態の入所者の増加のため、法改正により外部サービス利用型特定施設制度が創設され、福寿荘も平成18年11月に外部サービス利用型特定施設となった。そのため、介護保険サービスを提供し、措置費と介護報酬との両方の収入により、安定した施設運営が可能と考え、今回指定管理者制度を導入することとした。

また、指定管理者制度導入のメリットとしては、入所者へのサービスの向上や現在、外部サービスや夜間業務を別々に委託しているため、市と2つの社会福祉法人が連携し支援や介護を行っているが、一体的に対応することで、安定的、効果的、効率的に行うことができること。運営経費については、市が運営する場合の運営経費と比べ8,000万円の削減となること。

問2 市直営ではサービスの向上は不可能なのか。

答2 福寿荘の職員は、入所者に喜んでいただけるよう工夫しながら、日々、努力してきたが、更なるサービスの向上や入所者の多様なニーズに対応するため、社会福祉法人が特別養護老人ホーム等の運営により培ったサービス提供のノウハウや施設運営手段の導入、多彩な人材や機材等の活用により施設での生活が変化に富み、季節感を楽しめるようにしたい。

問3 メリットである運営経費の削減額8,000万円の内容は。

答3 運営経費は、管理経費と人件費に分けられるが、職員の配置人数が少し多いことや人件費が少し高いということもある。

問4 入所者の意見は聞いているか。

答4 現在、指定管理についての説明はしていないが、本議案議決後に入居者に説明していききたい。荘長との面談等において入所者の意見は聞いている。

問5 条例改正で入館の制限の条文が追加されているが、入所者への影響はあるか。

答5 入所者等に迷惑となる面談者に対抗するための条文で、一般的に指定管理者制度を導入する場合記載している。入所者等の権利擁護につながるもの。

問6 福祉部門の職員の残業が常態化しているように感じる。福寿荘の職員が次の配置で市役所での福祉部門の充実に繋がるか。

答6 福祉部門は毎年予算も大きくなり業務量も増えている。介護福祉士は現場でのノウハウを十分持っており、できる限り福祉部門の中で職員の充実として配置していきたい。

論点 2 建物の改善について

<質疑の概要>

問1 福寿荘は施設が老朽化しており、個室ではないためプライバシー上問題があるのではないか。

答1 定員50人の福寿荘は、居室が二人部屋であり、入居者のプライバシーの点では不十分であるが、ショートステイも含め常時30～40名の入所者があるため、居室を個室化することによる施設定員の減は避けるべきと考えている。また、当該施設は昭和57年の建築であり、新耐震規準で建設されているため、耐震改修の計画はない。

論点 3 監査等運営状況の確認について

<質疑の概要>

問1 指定管理者制度導入後の監査等運営状況の確認は。

答1 指定管理者から提出される事業報告書に基づき適正な管理状況を確認するとともに、市のモニタリングマニュアルに基づき、指定管理者にモニタリングを実施させ、サービスの維持向上を図る。また、第三者による監査については、社会福祉法第70条で県の調査を受けることになり、阪神北県民局の指導監査を受けることになる。市としても、介護相談員派遣事業を福寿荘にも適用するなど、管理監督責任を果たす。

自由討議

議員A 7月に公募が迫っていて、この6月定例会で決定しないと進まないような日

程で、事前の説明もなく、いきなりの議案提出で決定しなければならないというのはどうなのか。十分な審議をするには時間不足である。

議員B 市の職員の努力や改善はできたはず。今後、来年4月1日に指定管理者に移管するとしてもそれまでの間、精一杯努力してもらいたい。また今後、福祉部門の充実をしっかりと図っていただきたい。さらに、最後まで権利擁護の保障を必ずしてもらいたい。また、今回の審査の重みを十分に受け止めて取り組んでいただきたい。

討 論

(賛成討論)

討論1 これだけの時間をかけて議論したことは踏まえておいていただきたい。措置施設である養護老人ホームの入所者が今後も安心して暮らしていけることが市の責務。現在の3者が混在したサービスの提供が良いのかどうか、もっと入所者に寄り添ったサービス提供が必要。その点も指定管理者提案の理由の一つ。また、経費節減については行政運営の上でも必要なことである。

討論2 措置を受けている方は、身寄りもなく、経済的にも苦しい、そのような市民の最後のセーフティーネットがこの福寿荘。市の職員は設置者としての責任を果たす上で、モニタリングや介護相談事業等でその実態を知り、市の施策に生かしていかなければならない。今後、市全体の福祉部門の充実に人員を配置することを約束していただきたい。今後の福寿荘の利用者の良い生活を望む。

(反対討論)

討論3 指定管理者でのメリットは、市直営でもできること。努力しないで指定管理者制度を導入することは責任放棄である。労働者の労働条件や利用者へのサービスについても直接的に市が職員として実施することが求められていると思う。経費節減についても、労働者の処遇改善を考えず、安ければいいということはすべきでない。また、利用者にも説明せず、議会にも急に提案してくるようなやり方には問題がある。

審査結果 可決(賛成多数) 賛成6人、反対1人

議案番号及び議案名

議案第85号 宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

市内のごみステーションで発生している資源ごみの持ち去り行為を禁止するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 1 運用面の課題について

<質疑の概要>

問1 実際の対応は住民になると思うが見つけた場合どのような対応をすればよいか。

答1 日時、場所、車両ナンバー、ごみの種類を通報してもらい、市が対応することになる。朝7時45分以降であれば対応可能。

問2 業者に徹底する方法は。

答2 10月1日の施行までに、業者には担当職員が直接チラシを手渡し、禁止となることを徹底したい。

問3 業者ではなく、個人で回収している方の場合の対応は。

答3 自転車等で空き缶回収をしている方もあるが、いつ、どこで、何を回収しているかを通報いただければ、次の収集日に現場確認に行く。

問4 ごみステーションに禁止であることを表示できないか。

答4 看板等の設置も提案されており、自治会の希望により73枚の看板を貸与している。資源ごみの日に看板を立て、意思表示をしていただく。

問5 朝5時頃から回収しているようだが、その時間にチラシを配るのか。

答5 回収後に集まっている状況もある。できるだけ事前に接触をしたい。

問6 他組織との連携して、車両ナンバーから所有者の確認をするのか。

答6 車両ナンバーからの所有者確認は考えていない。本人と話をし、名前等を聞くことになる。

問7 回収業者か正規の収集車かはわかるようにしているか。

答7 収集車については、委託の表示があるため区別はできる。

論 点 2 廃棄物減量等審議会の答申に対する市の見解について

<質疑の概要>

問1 廃棄物減量等審議会の答申で付言されている、伊丹方式といわれる、回収業者の組合が資源ごみの収集をすることで、回収業者間の相互牽制を図るような方式についての考えは。

答1 本市では、従来からすべてのごみ種を同一業者に委託しているため、特定のごみ種のみを別委託にするのは効率的ではなく、現状では導入は困難であるが、平成25年からの委託で一部試行したいと考えている。

問2 伊丹方式であれば、回収業者による連携や相互牽制による抜き取り防止等のメリットが多くある、前向きな検討をしていただきたいが。

答2 本市でも伊丹市と同様の事業協同組合が設立されており、業者間の牽制等は期待できる。試行しながら検討していきたい。

論 点 3 妥当性・実効性について

<質疑の概要>

問1 規制条例であるが、罰則がないことの妥当性は。

答1 規制型ではなく抑止型と考えており、取り締まりを目的とするものではない。罰則を付け、取り締まるためには、しっかりしたパトロールとその費用が必要となるが、審議会においても、そこまでは必要ないとのことで氏名等の公表のみとした。

問2 効果が上がらなければ、罰則をつけることもあるのか。

答2 持ち去りが、一向に減少しなければ、審議会に諮り議論していただく。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第86号 宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

平日の救急体制の現状に即して市立病院の診療科目に新たに救急科を追加するとともに、診療科目の記載順序を整理するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論点 1 設置の理由、効果、課題について

<質疑の概要>

問1 救急科を設置する際の病院側の思いと医師の体制は。

答1 従来集中治療室の中で救急室を立ち上げ、急患に対し集中治療を行っていた。その後、救急医療に対し熱意のある医師が現れ、積極的に救急患者を受け入れるようになり、彼が当直の折は救急搬送の患者が多くなった。しばらくするともう1人救急医療に対し熱意のある医師が現れ、多くの救急患者を受け入れる実態ができた。そのことから集中治療室長より彼らの業務実態にあった体制を整えて欲しいとの要望もあり、臨床医のモチベーションと実態に合った働きやすさ、また教育的な面と将来のことを見据えて救急科を設置することとした。

問2 救急科設置による費用面の影響は。

答2 今までも内科医として活動してきた医師の位置づけが変わるだけなので、経費については変更が無い。診療報酬についても変更は無い。

論点 2 救急科設置による今後の方向性について

<質疑の概要>

問1 専用病棟を設けて他の診療科につなぐ体制が必要では。

答1 6階西病棟に病床を設けており、早ければ搬送翌日には他科へ移送している。超急性期を過ぎても診療科が決まるまでの後方病床も10床確保している。

問2 救急科に力を入れることが改革プランの実現に結びつくのか。

答2 救急患者の受け入れにより、新規患者が増えることで診療報酬単価も上がり収益が増加、経営の効率化につながる。また救急科設置により平日の日中の救急患者の受け入れについて他の医師の負担軽減につながると考えている。

問3 地域医療支援病院の承認要項目達成度は。

答3 救急医療を提供する能力についてはすでに満たしている。逆紹介率については、23年度は60%に達していなかったが、24年4月は68%、5月もほぼ同様の数値が出る見込み。現状では要件をすべて満たしており、平成25年4月に向

けてがんばって承認に努める。

問4 患者側のメリットは。

答4 急患をトリアージし不明な部分でもかなり対応できる体制が整ったと理解している。

問5 体制が整い、受け入れ後のベッドの確保など設備面も整っているとのことだが、人員面は充分確保できているのか。

答5 これからスタートするので、経過を見て人員を確保する。病床管理が重要であり、受け入れをスムーズに行うため退院の調整、看護師の確保は充分考えているので対応は可能。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成24年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第87号 宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要	厚生労働省告示である診療報酬の算定方法が平成20年に全部改正されたことに伴う所要の整備が遺漏していたので、当該告示を引用している条例の規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第90号 工事請負契約（市立山手台小学校校舎増築（建築）工事）の締結について

議案の概要

市立山手台小学校の校舎棟を増築するため、神戸市中央区脇浜町2丁目8番20号神鋼不動産ウエストビル3階神鋼興産建設株式会社を請負業者として、請負金額1億5,855万円で、工事請負契約を締結しようとするもの。

論点 1 契約について

<質疑の概要>

問1 市内業者育成の観点から、指名競争入札にできなかったのか。

答1 今回の工事については、6千万円を超える工事であるため、特定建設業の許可のある業者が対象となる。市内業者では6者しか該当がなく、電子入札では5者となる。規定では12者必要なため、今回市外業者も含めて一般競争入札とした。

問2 分割発注により、市内業者への発注はできなかったのか。

答2 分割発注できるものはできるだけ分割発注し、市内業者育成に努めているが、建築工事については、責任の所在等もあり分割していない。

論点 2 今後の方向性と市の考え方

<質疑の概要>

問1 校区のあり方を考える中で、山手台小学校を増築しないことにはできなかったのか。

答1 教育環境のあり方協議会の報告においても、支障の生じているものは早急に改善するとされており、教室数が不足するため増築することとした。

論点 3 増築内容の妥当性について

<質疑の概要>

問1 現在、普通教室だけでは足りず多目的教室も使っているのではないのか。

答1 多目的教室を普通教室と入れ替えて使用しているものもあるが、今後増築にあたり、必要な部屋を設置し、多目的教室としての活用に戻す。

問2 増築後29学級となった場合は、育成会室はどうするのか。

答2 多目的教室の活用も含め、2教室、80名定員で対応したい。

問3 将来、人口が減少することも考えられるが、その場合に他に活用できるのか。

答3 状況に応じて対応したい。

問4 育成会室を校舎外に設置する計画がなくなった理由は。

答4 育成会室については、校舎内でできる場所は校舎内で、そうでないところは校舎外に設置している。今回、増築により再検討した結果校舎内とした。

論 点 4 問題点の解決と今後の課題について

<質疑の概要>

問1 開校時のコンセプトもあるが、状況は大きく変わっている。現在の課題は。

答1 当初、オープンスクールとして、多目的教室などを設置。教室に壁のないオープンスペースで建築している。現在、音が漏れるため集中できない等の問題については、要望により、可動式パーティションを貸し出している。カーペットの汚れについては、一度にすべての張り替えはできないが、毎年2教室の張り替えを実施している。鍵の掛からないコンピューター室については、増築部分で対応する。

問2 壁の問題は、可動式パーティションが望まれているものではない。また、音楽室に壁がなく、音が漏れるため、音楽の授業をランチルームで行っている。カーペットについても、汚れに苦慮しており、Pタイルにして欲しい。

答2 教育環境のあり方協議会の今後の方向性をまず検討したい。山手台小学校は、当初から学校との協議を行い反映していくことが必要だと考えている。できることについてはすぐにでも検討を開始し、個別に対応したい。

問3 障がいのある子どもの保護者からの要望がある、現在4台の来客用駐車場の増と屋根つき駐車場の対応は。

答3 駐車台数は29台プラス8台分のスペースを予定、その中で障がい者の方が利用できるスペースを計画したい。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第11号 災害廃棄物処理についての請願

議案の概要

請願の項目

以下の3項目を求める意見書を国に提出して下さるよう請願します。

- 1 全ての災害廃棄物は地元で分別・処理をし、地元の雇用を確保して、復興に役立ててください。
- 2 今回発生した放射性廃棄物は、東京電力原子力発電所の敷地内等で、東京電力と国が責任を持って、集中的かつ長期間安全に管理してください。
- 3 上記1、2に関しては、労働者の安全衛生に万全の配慮をしてください。

論 点 1 意見書提出の妥当性・必要性について

<質疑の概要>

問1 既に災害廃棄物の受け入れを開始している都市や受け入れを表明している都市があることについてはどう考えているか。

答1 人としてお互いに助け合うという気持ちからそういう意見が出ているものだと思います。

問2 地元雇用は、国の対策費が出ている間だけの一次的なものになるのではないか。

答2 たとえ3年であっても、他地域に雇用が増えるより、地元で仮設焼却炉をつくってでもという動きもある。

問3 すべての災害廃棄物の地元処理は雇用確保のためだけか。

答3 一番は雇用の確保。

問4 第1に優先されるのは早く片付けることではないか。

答4 前向きに動けるためには労働が必要だと考える。

問5 被災地を見ての感想は。

答5 阪神淡路大震災と比較して復興のスピードが遅い。災害廃棄物はある程度分別が終わっているが、町の復興は遅れている。

問6 すべての廃棄物を地元で処理するとのことであるが、地元の処理能力は。

答6 宮城県、岩手県では、仙台市などはすべて地元で処理できている。今泉町は3年かけてすべて処理し、地元の産業となるとの意見もある。

問7 放射性廃棄物はいつまで、どのような管理をするのか。

答7 既に原子力委員会により決定されている、原子力開発利用長期計画で各事業者等が自らの責任で処理処分することになっている。

問8 市長の原発再稼働反対がきっかけか。本市の動きとこの請願の関係はあるか。

答8 当初、本市の動きがわからない中で検討したもの。

自由討議

議員A 今、協力している自治体がある中、本市がそれを阻害するようなことはできない。

議員B 国の動きが決まらない状況で請願項目を実行するのは難しい。

議員C 災害弱者が劣悪な状況にある。優先順位はどうなのか。本市がまずこれをしなさいというのはどうか。

議員D 市長が原発に反対するという新聞記事があり、市長の個人的な意見なのかどうか分からず、市民はそれをそのままに受け止めているのではないか。請願については、もう少し具体的な中身を出した上で議論すべきではないか。

議員E 地元で雇用を生むこと、使えるものを地元で復興に役立てることは有効である。

議員F どうするかは地元の自主性。バックアップは国の責任。放射能廃棄物は東電の責任である。国が曖昧な態度のため進んでいないのではないか。労働者の安全衛生に万全の配慮をすることは当然のことである。

討 論

(賛成討論)

討論1 意見書の段階でも内容の調整はできる。採択すべき。

(反対討論)

討論2 国としては広域処理の方向であるが、本市は現在受け入れられない。地元で処理するには仮設焼却施設の整備も含め時間がかかる。本市の表明を全国にということには賛同できない。また、意見書提出にも妥当性はなく反対。

審査結果 不採択(賛成少数) 賛成2人、反対6人

平成24年第2回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第12号 豊かな教育を実現するための義務教育費国庫負担制度の堅持を求める
請願

議案の概要

請願の項目

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、財務省・総務省・文部科学省に対して「義務教育費国庫負担制度を堅持する意見書」を提出してください。
- 2 子どもと向き合う時間の確保をはかり、きめ細かい教育の実現のために、少人数学級の推進や、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保できるよう財源措置を講じてください。

論 点 1 妥当性について

<質疑の概要>

問1 少人数学級の成果は。

答1 個々の学習状況が把握しやすくなり、指導しやすくなる。学習の中で多く経験ができる機会がある。一人一人に目が届き、配慮ができるなど多くの効果が報告されている。

問2 学力向上に繋がっているか。

答2 基礎学力の向上に効果があるとの報告がある。

問3 国庫負担制度の堅持ということであるが、国庫負担が削減される動きがあるのか。

答3 既に、三位一体の改革で国庫負担率は2分の1から3分の1に減額されており、それまでと同水準の教育内容を確保するためには、保護者や学校現場の負担となっている。これからも教育費が抑えられることがないよう請願を提出している。

問4 法律上この国庫負担金はどのような費用を指すのか。

答4 主に、教職員の人件費。

問5 少人数学級を推進する中で学校現場に必要な人員は現状で不足しているのか。

答5 35人学級や最適といわれる20人程度の学級にするためには、教室数も不足しているが、人員が不足していることが要因である。小学校1年生は35人学級が保証されているが、2年生以上は、各地方自治体の状況よるところがあり、国が保証しないと全国同じ水準で少人数学級ができない。

問6 教育費国庫負担についての今後の要望は。

答6 学校教育設備整備の補助金、施設整備に係る安全安心な学校整備交付金など国庫負担の補助金については、教育委員会としても継続していただけるよう要望したい。

問7 教職員組合から提出された請願であるが、もっと広い教育関係者からの提案とする努力はされたのか。

答7 提出団体には教職員以外が参加する団体もあり、請願項目の検討にあたっては、PTAも参加していると聞いている。

自由討議

議員A 請願提出にあたって、今後、市民の参加ということについても検討していただきたい。

議員B 請願を提出した団体の活動を問うものではなく、請願の内容について議論すべきものではないか。

議員C 学級人数の違いにより、教育の機会に差がある現実がある。PTAとの連携については、毎年構成が変わるため難しいのではないか。

議員D 子どもたちの未来については、社会全体、特にPTAの賛同が必要ではないか。

討 論 なし

審査結果 採択（全員一致）

<p>議案番号及び議案名</p> <p>請願第13号 県立こども病院のポートアイランドへの移転計画の中止を求める意見書提出についての請願</p>
<p>議案の概要</p> <p>県立こども病院のポートアイランドへの移転計画の中止を求める意見書の県への提出を求めるもの。</p>
<p>論 点 1 意見書提出の妥当性・必要性について</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 県内唯一の子ども病院として防災上の問題が気になるところだが、津波について県からの説明は。</p> <p>答1 その辺りが曖昧なので関係者等が不安を感じ、請願や意見書が出ている。県がきちんと対応していれば問題は無かった。</p> <p>問2 周産期医療の患者にとっては高度専門病院が近隣にあると安心だし、神戸市で配布されたハザードマップではポートアイランド、六甲アイランドは危険区域になっていなかった。県のスケジュールはどうなっているのか。</p> <p>答2 国からの補助金の内示は出ている。情報や理論が不足しているなかで実務が進んでおりそこにギャップがある。既成事実だけが進んでいることに不信感がある。原点に戻って考えたほうがよい。</p> <p>問3 既存施設があるなかで、そこが危険だとはなかなか言えない。小さい子の病院であり、ファミリーハウス等の施設の充実が図れないから現地は難しいと聞いている。現地建替を望んでいるのか。</p> <p>答3 可能だと思っている。リスク分散の観点からも、それが望ましい。</p> <p>問4 移転後のこども病院についても現在と同様の診療レベルを考えているのか。</p> <p>答4 小児救急と周産期医療における拠点として、似たような機能を備えていると考えている。</p> <p>問5 移転計画について、広さなど比較してどうか。</p> <p>答5 移転の経緯について県が早くから公表していればあまり混乱は無かった。一般的に考えてポートアイランド1カ所に集中させてリスクは大丈夫なのかと思う。</p>
<p>自由討議</p> <p>議員A 現地での建替えも費用がかかるため、もう一度立ち止まって考えたほうがよいのではないか</p>

議員B 提出された県の資料の信憑性に疑問も残り、評価しにくい。医師会などはポर्टアイランドについては承認しかねている。

議員C 資料は県の建替整備基本計画から出ている。医師会などからも移転反対の要望書が出ており市議会として判断が難しい。

討 論 なし

審 査 結 果 趣旨採択（全員一致）

